



# 預貯金の払戻しと 自宅の生前贈与に関する 取り扱い

## 預貯金の払戻し制度詳説

前回、改正法で遺産分割協議が調う前に預貯金の払戻しを認める制度が導入されたことに触れましたが、今回は少し詳しく説明します。この払戻しを受けるためには、「家庭裁判所の手続きを経るかどうか」で2つの方法があります。

まず、家庭裁判所の判断なしに払戻しを受けようとする場合、各相続人は、相続預金のうち、口座ごと（定期預金の場合は明細ごと）に【図表1】の計算式で求めた額について金融機関から払戻しを受けることができます。

ただし、同一の金融機関（同一の金融機関の複数の支店に相続預金がある場合はその全支店分）からの払戻し額の上限は150万円までに制限されます。また、実際の払戻しにあたっては、金融機関所定の書類、

【図表1】

単独で払戻しができる額

$$= \frac{\text{相続開始時の預金額}}{\text{（口座・明細基準）}} \times \frac{1}{3} \times \text{払戻しを行う相続人の法定相続分}$$

例：相続人が長男、次男の2名で、相続開始時の預金額が1口座の普通預金600万円であった場合



長男が単独で払戻しができる額

$$= 600\text{万円} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 100\text{万円}$$

（法定相続分）

100万円	100万円
100万円	100万円
100万円	100万円

例えば被相続人の除籍謄本や戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本と払戻し請求者の印鑑証明などが必要になります。



光田 周史

公認会計士・税理士

【こうだ・しゅうじ】

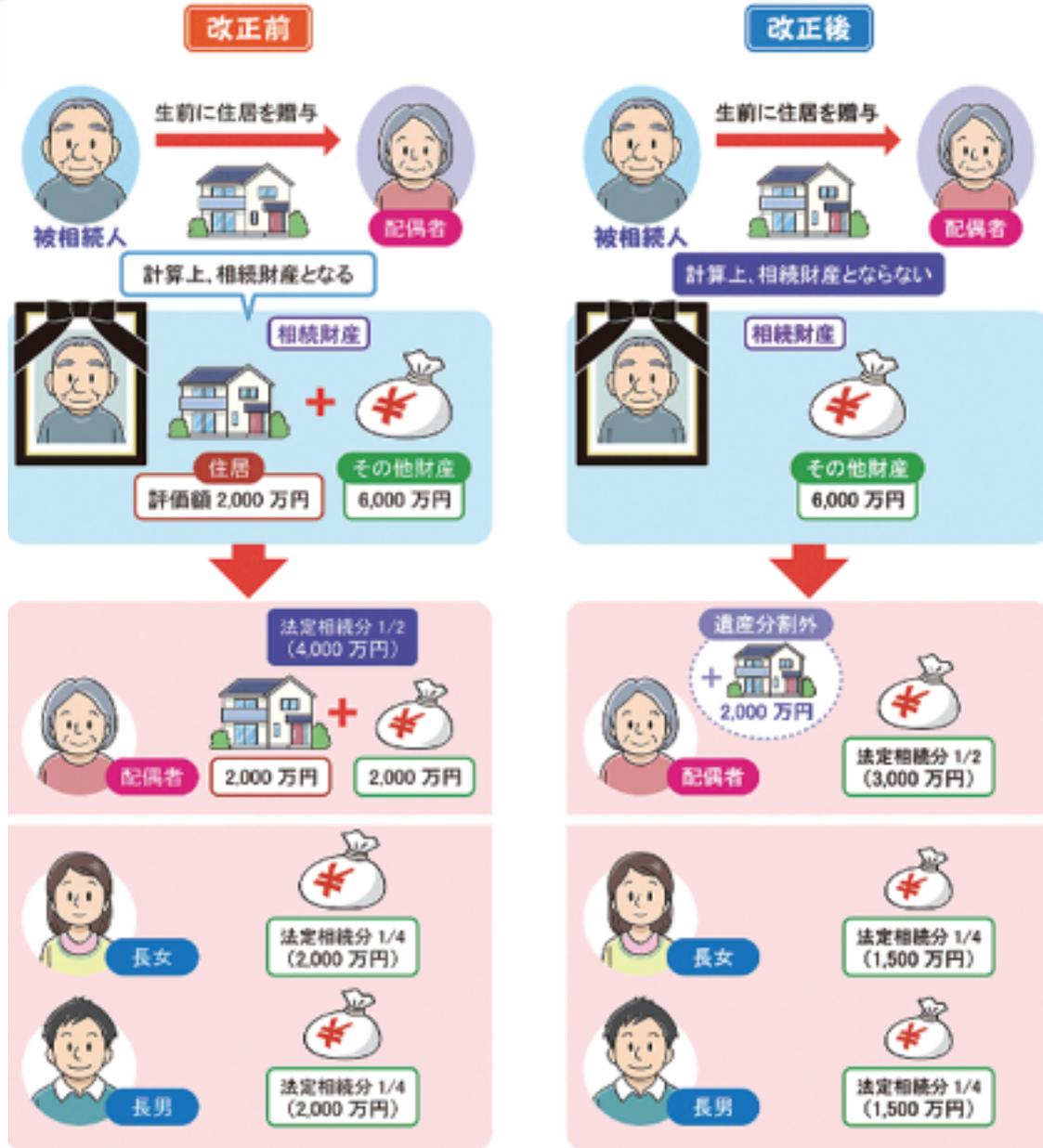
1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者をはじめ、京都市監査委員や立命館大学大学院の非常勤講師も務める。

次に、家庭裁判所の判断によって払戻しを受ける場合ですが、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることが前提になります。各相続人は、家庭裁判所へ申し立て審判を得ることによって、相続預金の全部または一部について金融機関から払戻しを受けることができます。

金融機関から直接払戻しを受ける場合のように150万円という上限はありませんが、あくまでも必要な額で、かつ他の共同相続人の利益を害しないことを条件に家庭裁判所が払戻し額を決めますから、それほど多額になることはないでしょう。こちらが実際の払戻しに当たっては、金融機関から家庭裁判所の審判書謄本と払戻し請求者の印鑑証明が求められます。

なお、この制度によって払戻された預金は、後日の遺産分割協議において、払戻しを受けた相続人が取得するものとして調整が図られることになります。

【図表2】



出典：法務省HPより転載

自宅の生前贈与が  
特別受益の対象外に

新しい相続法は、段階的に施行されることをお話してきましたが、中でも婚姻期

間が20年以上になるご夫婦にとって朗報となる改正事項は、2019年7月から既に施行されています。

その朗報というのが、自宅の生前贈与が特別受益の対象から外れるというもので

す。これは、結婚期間が20年以上の夫婦間で、一方の配偶者が他方の配偶者に対して自宅の遺贈または贈与をした場合、従来は遺産分割の計算に当たって遺産の先渡し（特別受益）があったものとして取り扱われていましたが、今後はその必要がなくなつたというものです。

まとめ

これまで4回にわたって、「知っておきたい相続法改正」と題して解説させていただきました。改正自体が約40年ぶりのことであり、いずれの改正項目も時間をかけて検討されてきた内容だけに私たちにとって身近で直接影響のある項目といえましょう。

誰しも相続に遭遇する機会は決して多くはありませんが、多くはないだけに遭遇した場合の準備が十分でない戸惑うことも少なくありません。2020年7月までにはすべての改正項目が施行されますから、事前の情報収集を怠らずに、いざという時を迎えることができれば、まさに「転ばぬ先の杖」になることは間違いありません。

どうか、お時間のあるときに4回分の解説を振り返っていただき、必要なときにお役に立てることを願って筆をおくことにします。